

京都府後期高齢者医療広域連合議会全員協議会運営要綱

平成27年3月31日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都府後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年議会規則第1号）第102条第3項の規定に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合議会全員協議会（以下「全員協議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができない。

2 全員協議会の議事に関し、議決を必要とする場合は出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 全員協議会は、公開する。ただし、議長又は議員の発議により2／3以上の多数で議決をしたときは、秘密会とすることができます。

(調整又は協議する事項)

第4条 全員協議会において協議又は調整する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 議会運営等に関すること。
- (2) 本会議の審議等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めたこと。

(主宰)

第5条 全員協議会は、議長が主宰する。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

3 議長及び副議長とともに事故があるとき又は議長及び副議長がともに欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(議員以外の出席者)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、広域連合長その他関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(記録)

第7条 議長は、職員をして全員協議会の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 前項における議事は、要点記録とすることができます。

(傍聴)

第8条 全員協議会の傍聴については、京都府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則（平成19年7月11日議会規則第2号）を準用する。

第9条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が全員協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。